

大谷大学の人権教育に関する私論

眞理 谷

はじめに

二〇〇八年四月に大谷大学の真宗学科専任教員並びに人権センター長に就任。それ以来、大谷大学における人権問題学習テキスト『差別のない世界を求めて—大谷大学における人権問題学習の視座』を使用した学生との学びの中で、差別・人権問題の学習においては、「主体と目的」並びに「視座と精神」についての明確な認識が、如何に肝要であるかをあらためて痛感している。

大谷大学には、「本学における人権教育・研究に関する大綱を定め、人権問題全般に関する事項を審議する」機関として「大谷大学人権委員会」が設置されている。したがって、大谷大学における人権教育に関する事項を考察することは「人権委員会」の役割であり、学内全体の課題であるとも考るが、ここでは「人権問題学習の主体と目的」、そして「人権問題学習の視座と精神」について、真宗学を専攻する一学徒としての私論を述べて、ご批判ご教導を仰ぎたい。

一 人権問題学習の主体と目的について

(1) これまでの歩みにおいて

心に刻む

大谷大学は、周知のとおり一九八六年一月に「差別ビラ事件」を惹起した。この「学長選挙を目当てとして部落差別を利用した差別事件」を契機とした「糾弾」は、本学の差別的体質に向き合い、内観し自己発明する縁であった。それ以前にも人権教育は推進されていた。しかし、「糾弾」を縁として、気づかないことに潜む差別性に気づかされたことは事実である。その気づかされた事実に立って、その後の人権教育・人権問題の取り組みを推進してきたこともまた事実である。そこには、同時に、「やらされている」という思いが学内に潜在してきたことも否定はできない。学習の主体が曖昧であれば、目的も曖昧になる。問題は、「やらされている」という思いに固執し、その我執を正当化して、問われている「問い合わせ」を避けようとすることがあると思う。

「差別ビラ事件」から既に二十四年を経ている。本学に入学した学生の多くが生まれる前の出来事である。また事件の後に就労した教職員も少なくはない。したがって、本学の人権問題学習テキスト『差別のない世界を求めて』を使用した学習に対して、学生のみならず教職員からもテキストの内容として「差別ビラ事件」を取り扱う学習に疑念が生じるのは当然のことであるかもしれない。しかし、二十四年の時を経ようとも「差別ビラ事件」を無かつたことにはすることはできないし、消し去ることはできない。無かつたことにしようとしてすること、消し去ろうとしてすることは、同じ過ちを繰り返す危険性と歩むべき道を見失う危険性につながる。

それは、まだ東西に分裂していたころの西ドイツのヴァイツェンカーハー統領が、一九八五年五月八日、ドイツ終戦

四十周年の記念の日に行つた演説に指教されたとおりである。私は、その日本語訳である岩波ブックレット『荒れ野の40年』（新版 No.七六七）の中に説かれている、過去に目を閉ざす者は現在が見えなくなり、同じ過ちを繰り返しかねないと語りかけ、さらに歴史的事実を心に刻むことが大切なだと訴えるヴァイツゼッカーの願いに、共に生き合おうとする者の精神の具現を感じた。

秋尊の精神、宗祖親鸞聖人の精神に立脚する大谷大学は、真宗大谷派を母体とする。真宗教団の非違の歴史的事実、殊に差別や戦争に関わる非法・違法の歴史的事実に対して、大谷派教団と共に大谷大学も目を閉ざすことなく、心に刻むべきものは心に刻まなければならぬ。大谷大学が建学の精神を自他共に認め合おうとするときには、過去の非違の事実を無かつたことにはできない。過去に目を閉ざそうとするならば、現在が見えなくなり、同じ過ちを犯しかねないからである。

問い合わせ、問い合わせる

今や国内はもとより地球規模において差別・人権問題は、無数に存在すると言つて過言ではない。取り組む体制、規模を整えることは難題であるとしても、大谷大学における人権教育・人権問題への取り組みは、すべての差別・人権問題を視野に置くべきであることは誰しもが望むことである。しかし、取り組む為の体制を整えることなく、体裁を取り繕うかのような関わり方になるとすれば、それはむしろ無責任なことになるのではないかと危惧する。私は、人権教育・人権問題の取り組みにも「縁」の大切さを思う。「縁」によって起きる、「縁」をたまわるという点の共有が重要であると考える。

大谷大学が部落差別問題を重視するのは、先に述べたように「差別事件」と「糾弾」を縁としているからである。

その事実を忘れてはならない。かつてある時期に、数ある差別問題・人権問題の中から、その一つとして部落差別問題を選択したというわけではない。むしろその縁を縁として、部落差別問題とは何かという問いを学ぶ縁に出遇い、そこから人間とは何か、自己とは何かを学究することを本学の学問の視座、精神として如来より賜つたのであると領受したい。自浄作用でもなければ、自らの選択でもない。「如來よりたまわりたる」（『歎異抄』）願心の世界として受け止めるところに意味がある。大谷大学において部落差別問題に向き合い、その問われている問いを学び、問い合わせることで、数ある社会問題の中からその一つとして選択したことではないのであることを、そして「遇縁」の尊さを全学生・全教職員が認識し、共有することは大切な要点である。

もちろん部落差別問題のみに重きを置くべしということではない。本学においても部落差別問題のみならず諸々の差別問題・人権問題を視野において取り組みを行っているし、「仏教と人権」という視点からのいくつかの授業が開講されている。だからこそ、覚醒の縁を曖昧にしてしまえば、「主体」と「目的」も曖昧になるのではないかということを懸念するのである。

私は覚醒の縁として部落差別問題に出遇い、その問いを学び、問い合わせをとおして自己にとつての遇縁として、そこから開かれた差別問題・人権問題の一つ一つに向き合っていくものでありたいと考え、そのように歩んできました。

予定概念への認識と問題意識

現在の本学の多くの学生は、入学するまでに受けってきた人権教育の影響で、人権という言葉に距離感を持つてはない。しかし、人権に対する理解が、漠然とした感覚的なものであり、中途半端になつて現実を思い知らされる

ことがある。学習を経験したがゆえに、短絡的・性急的に、「差別は悪いこと、差別はしてはならないということは、もう十分にわかっている。自分は差別しない。だからもうそれでいいではないか。」と反応する学生が少なくはない。そのような思いに個執していた学生が、人権問題学習テキストを使って学習を進めていく過程において、やがてレポートに「差別・人権問題を独善的に、安易に考えていた。」等の感想と、問題にどのように向き合つていけばよいのかと戸惑う心情を記述するようになる事実もある。

また、部落差別に対して予断や偏見を持つていてる学生もいる。学生自身が自ら意識的に学習して身につけたものではなく、生育の過程において、両親をはじめとする家族や友人、身近な人がもつ予断や偏見の影響を受けたものである場合が多い。また、本学が京都に在ることにより、友人関係やアルバイト等の学生生活の中で部落差別についての知的影響を受けやすい。

その部落差別への予断や偏見は、本学の人権問題学習テキストの「補説」の「部落差別の起源に関する諸説」(五一頁)に詳述されている。「宗教起源説」「職業起源説」「異民族起源説」「一向一揆起源説」「近世政治起源説」のどれかであると言つて過言ではない。したがつて、本学の人権学習は、その予断や偏見が潜在する現実を踏まえて、それを超克する内容が必要である。受講しているその学生一人のみではなく、家族や友人等に伝達される学習内容でなければ、予断や偏見は温存・助長されていく。

本学の人権問題学習のテキストは、部落差別の歴史が私たちに訴えていることを学ぶことを願いとして編成されている。実際にこのテキストを使用した学習を実施してきて、部落差別の歴史を学ぶことは、日本の歴史や文化や民俗や宗教、そして差別・人権問題の真実を知見する学習につながるものであることを実感している。その役割を十分にはたすはたらきを内包するテキストであると確信する。

予定概念の保有が現実であるからこそ、部落差別をはじめとする日本における社会的差別が、中世はもとより現代に至るまでに、どのようにして政治的意図的につくられ、政治的意図的に利用されてきたかを明確に学生に伝達しなければならない。差別が政治的意図的につくられ、利用してきたという歴史的事実の学習の不十分さは、学生の自己責任ではない。この国の人権教育のありように関わる問題である。ただ、それ故に学生の意識の中にも日本人の習俗や民間信仰の社会意識化されたもの、さらには「社会意識化した差別観念」が潜在している場合があることも承知しておかねばならない。例えば、学習の内容に対しても、家族をはじめとする生活環境に影響されて保持するようになった自分の予定概念を、いきなり否定されることのように受け取る場合があり、そのためにかえつて自我に固執するようなことが生じる学生が稀に存在する。それは、まさに『蓮如上人御一代記聞書』に「意巧に聞く」「得手に聞く」「聞き惑う」と指摘されている問題につながることであるが、これは学生のみならず、世代を超えた人間の普遍的問題である。

「意巧に聞く」「得手に聞く」「聞き惑う」ことによつて身についた予断や偏見は、感情的に歪んだものである。感情的に歪んだ意識は、前向きな学習にはつながらない。学習への拒絶感と感情的な歪みは、堂々巡りして、日常意識となる。このことが、差別意識の持続という問題に深く関わる課題として、真摯に受け止めなければならないと考える。

(2) これから歩みにおいて

懲愧

差別・人権問題の学習は、差別・人権問題に対して、誰が、何を、どうしようとするものなのか、また、何を願わ

れ、願いとするものなのかという問いに、学習する者自身が向き合うことになる。向き合う縁に出遇つたのであればこそ、その問い合わせ持続しつつ、釈尊の精神、親鸞の精神をとおして、人間が人間であるために大切なことは何か、何を見失つてはならないのか、何を真実の力として生きるのかについて考究していく歩みでありたい。

そのような課題を持続し、本学の人権問題学習テキストを使用した学習をすすめる中で、今、大谷大学の人権教育は、釈尊の「慙愧」と親鸞の「無慚無愧の身」という釈尊と親鸞の遺教を基底とすべきであるという私見に至つている。これまでの人権教育・人権問題への関わりにおける経験・体験から深まってきた私見である。

人権教育・人権問題への取り組みにおいて、「人間とは何か」、「自」とは何か」が常なる問いとなる。したがつて、人間が人間であるために大切なこと、見失つてはならないものは何か、という問い合わせ持続しつつ、何を見失つてはならないのか、何を真実の力として生きるのかについて考究していく歩みでありたい。

二つの白法あり、よく衆生を救く。一つには慙、二つには愧なり。「慙」は自ら罪を作らず、「愧」は他を教えて作さしめず。「慙」は内に自ら羞恥す、「愧」は発露して人に向かう。「慙」は人に羞ず、「愧」は天に羞ず。これを「慙愧」と名づく。「無慚愧」は名づけて「人」とせず、名づけて「畜生」とす。慙愧あるがゆえに、すなわちよく父母・師長を恭敬す。慙愧あるがゆえに、父母・兄弟・姉妹あることを説く。

(東本願寺出版部発行 『真宗聖典』 二五七頁)

これは釈尊の『涅槃經』の一文であるが、親鸞はそれを『教行信証』「信卷」に引用している。

我々は、「反省」の意味は承知している。「反省」が求められる内容についても理解する。しかし、「反省」してい
る自分の中に、「反省」している自分を正当化しようとする自分が絶えず存在している。『涅槃經』に説かれる「慚
愧」は、このような「反省」と同じものであろうか。この『涅槃經』に説かれる「慚愧」とは、羞恥すること、恥ず
かしいことを恥ずかしいと思う心と解する。「恥ずかしい」という言葉への換言は軽すぎると感じる人があるとする
ならば、それは「恥ずかしい」という言葉への換言が軽いのではなく、「恥じる」ということが軽んじられているの
であろう。恥すべきことを恥じるとは、自己弁護の混じった反省ではない。「反省」している自分を正当化しようと
するわが身を深く恥じる心、それは自我のはからいで生まれる心ではない。「慚愧」は、仏智あつての「慚愧」であ
る。自分の理知・分別で「頭を下げる」のではなく、仏の前に自然にただ「頭が下がる」羞恥。その恥ずかしいこと
を恥ずかしいと思う心あるがゆえに人間は人間であり、恥ずかしいことを恥ずかしいと思う心無きとき、人間は人間
ではなくなる。釈尊は約二五〇〇年前に、この「慚愧」あるがゆえに家族が家族であり、社会の人間関係が成立する
のだと説いている。慚愧あるがゆえに人間が共に生き合うことができるのであり、慚愧を無くしたとき、人間は共に
生き合うことができなくなる。それが真実であることは、釈尊滅後のこの二五〇〇年の人間社会の歴史が、また現在
のこの世界のあらゆる事象が実証している。共に生き合うことができなくなる、それが差別であるとすれば、差別す
るとは慚愧の心を無くしたことであると了解する。差別するとは、恥ずかしいことである。恥ずかしいことを恥ずか
しいと思っているかどうか、これは差別・人権問題のみならず、現代社会における人間の人間性を「見る」手掛かり
ではないか。また、「人間性回復」の内実を顕彰するものであると思う。

無慚無愧

この釈尊の「懲愧」の教えを大切にしながらも、親鸞は

無慚無愧のこの身にて

まことのこころはなけれども

弥陀の回向の御名なれば

功德は十方にみちたまう

蛇蝎奸詐のこころにて

自力修善はかなうまじ

如來の回向をたのまでは

無慚無愧にてはてぞせん

（『正像末和讀』 聖典五〇九頁）

と悲歎述懐した。「無慚無愧」、自ら羞恥する心も無く、人に羞ずる心も天に羞ずる心も無き身であるという。しかし、親鸞の生涯とその教えに学ぶ縁に出遇つた者にとって、あの自らに厳しき求道者であつた親鸞に懲愧の心がまったく無かつたとは思えない。「無慚無愧」とは、懲愧の念が無いということではなく、常に懲愧しているようであるながら、その懲愧が懲愧になつていないというわが身への悲歎述懐であろう。

人は「懲愧」の心をなぜ見失うのか、なぜ喪失してしまうのか。競争社会において勝ち続けるには、懲愧の念はむ

しろ不要のものとされる。自らが慚愧するのではなく、他者の慚愧すべき事柄を指摘して優位に立つことを望む意識が正当化される。それが「慚愧」から遠ざかる一因でもあろう。そのために、「慚愧」という言葉が用いられるとしても、いつしか人間観として美化され、理想化され、標語化されがちになる。

これまでの自己の学習を内観すれば、差別・人権問題の学習を「無慚無愧のこの身」という認識を基底とするというよりも、学習をとおして釈尊の「慚愧」という教えに人間のありようを見つめ、そこに終着しようとしてきたのではないかと自責の念を抱く。大谷大学の人権教育が、同情融和的なものではないことを際立たせ、人間観において特色を現わすものであることを強調しようとして、「慚愧」という言葉を利用してきたのではないかと、内観反省する。差別・人権問題においては、「慚愧」は言わばゴールではなく、スタートであることを思う。「慚愧」が慚愧にならないわが身、「無慚無愧の身」というところが基底であり、言わばそこを歩み出す力とする人権学習、それが大谷大学の人権教育であるべきではないか。「無慚無愧の身」であるという慚愧の心において共に認め合い、共に生き合うにはどうすればいいのか、その自己への問いを基底とし、歩み出す力として、如来の本願とその名号を聞思していく仏道が、「われら」のあるべき姿ではないか。

「無慚無愧の身」という慚愧における求道心を主体とし、無慚無愧の身の「われら」が「個の尊厳と存在の平等」を認め合い、共に生き合う世界を顕現することを願いとして学び合うことを目的とする、そのような人権学習、人権教育を模索したい。

二 視座と精神について

(1) 視座について

個の尊厳と存在の平等

「無慚無愧の身」という慚愧における求道心を主体とし、無慚無愧の身の「われら」が「個の尊厳と存在の平等」を認め合い、共に生き合う世界を顕現することを願いとして学び合うことを目的とする、そのような人権学習、人権教育は、どのような視座、精神において成就するのか。

「個の尊厳と存在の平等」という言葉を使用するのは、これまで「差別」や「人権」の定義は一定していないものであると考えて、自分の言葉で表現することに試行錯誤してきた結果、今は「個の尊厳と存在の平等」という言葉に至っているからである。

『親鸞教学 第九四号』掲載の拙稿「部落差別問題と真宗学」にこの言葉の私見を次のように記した。

「個の尊厳」とは积尊の誕生の意義が「天上天下唯我独尊」と言語化され、『仏説無量寿經』に「吾當於世 為無上尊（吾當に世において無上尊となるべし）」（『聖典』二頁）と説かれているように、「唯一無二」の比べようのないかけがえのないのちをすべてのいのちと共に生かされて生きる「人の尊厳」という意味に受け止めている。したがって、「個」の尊厳は、「自我」の尊厳ではない。そして、「存在の平等」とは、「等分」を意味するのではない、異なる存在でありつつ、差異を認め合うことと言えるのではないであろうか。本来、人間の性、年齢、出生、職業、職種、地域、住民、言語、教育、宗教、思想、人種、民族等の差異は、「個の尊厳と存在の平等」な

るものとして、認め合うべきものである。迫害、虐待、侮蔑、蔑視、排除等は、差異を認めないことから、「個の尊厳と存在の平等」を認め合わないことから生ずる。差別とは個の尊厳と存在の平等を認めず、本来平等であるべきものを不平等に取り扱うことだと言えないであろうか。「平等」とは、決して強者の論理でつくりだすものではない。また、すべての差別をなくすことにおいて実現することを平等だと考えるのではない。

(『親鸞教学 第九四号』 卷頭)

差別とは、人権侵害とは、「個の尊厳と存在の平等を認め合わないで、個の尊厳と存在の平等を侵害すること」であり、「共に生き合う」ということは、「個の尊厳と存在の平等を認め合い、保持し合うこと」であると考える。そのとき明らかにすべきことは、その「個の尊厳と存在の平等」を成就する原理と事実であろう。

この「個の尊厳と存在の平等」を成り立たせる原理と事実が、親鸞の教学であると憶念する。如来の本願を「宗」とし、仏の名号を「体」として、如来の往相・還相二種の回向において衆生が本願の世界に転入する、その原理と事実を聞思する中で、先ず親鸞の「われら」という表現に注目する。親鸞は、自らの立脚地と、「共に生き合う」人々との連帶を「われら」という言葉で顕わしている。「われら」を、本願の対告衆とし、「煩惱具足の凡夫」の「われら」であり、「他力の悲願」の正機であると受け止め、「いし・かわら・つぶての」とくなるわれら」は本願の正機であると名告っている。その「われら」を救わんと誓うのは、「無碍光仏」であることを親鸞は顕かにしている。

すべて、よきひと、あしきひと、とうときひと、いやしきひとを、無碍光仏の御ちかいには、きらわず、えらばれず、これをみちびきたまうをさきどし、むねとするなり。眞実信心をうれば実報土にうまるとおしえたまえる

を、浄土真宗の正意とすとしるべしとなり。

(『唯信鈔文意』 聖典五五二頁)

この「無碍」という仏語が「無上」と共に「個の尊厳と存在の平等」を成就することに不可欠であると聞思している。親鸞にとって、「無碍光仏」「無碍光如來」は真仏であり、本尊であつた(『教行信証』「真仏土卷」、「御消息集」等)。『淨土論』の「帰命尽十方無碍光如來」について、『尊号真像銘文』や『唯信鈔文意』、『一念多念文意』に詳細に解説している。

尽十方というは、尽はつくすという、ことば」とくという。十方世界をつくして、ことば」とくみちたまえるなり。無碍といふは、さわることなしとなり。さわることなしともうすは、衆生の煩惱悪業にさえられざるなり。

無碍ともうすは、煩惱悪業にさえられず、やぶられぬをいうなり。

(『尊号真像銘文』 聖典五一八頁)
(『一念多念文意』 聖典五四三頁)

とあるように、尽十方無碍ということは、「差別」「被差別」に障礙されないことを彰わしていると領受していくのではなかろうか。「帰命尽十方無碍光如來」という本願の名号は、十方衆生を救う原理である。「差別」「被差別」の差異はあつても、「差別」「被差別」が無碍光の障礙となることはない。そもそも光は、その光を遮るものとの間に届いている。太陽がまぶしくて、手をかざしたとき、太陽はその手のひらに届いている。如來の光は光を遮るもの、光をさまたげるものに届くのである。煩惱具足の凡夫にこそ仏の光は届く。煩惱を断とう、煩惱を無くそうとすることの愚かさ、無意味さをここに信知する。

煩惱具足の凡夫の無明の闇は、凡夫の力では破ることはできない。闇を破るのは闇の力ではない。闇を破るのは、仏の智慧の光明のはたらきである。如来の慈悲（本願）は光明と成り、慈悲と智慧が不二一体のものとして凡夫である「われら」の上に無量に展開する。

『歎異抄』に

弥陀の五劫思惟の願をよくよく案すれば、ひとえに親鸞一人がためなりけり。

（『歎異抄』後序 聖典六四〇頁）

とある。その「一人」は、一人のみの意味ではない。「普くもろもろの衆生と共に、安樂国に往生せん」（『淨土論』聖典一三八頁）と願う「一人」である。けつして一人のみの救いではない。

「尽十方無碍光如來に帰命して、安樂國に往生せん」と願う一人一人が共に「個の尊厳と存在の平等」を認め合い、共に生き合うことを成り立たせる原理と事実を明らかにしていく、そのことを内容とするような人権学習・人権教育を、また「個の尊厳と存在の平等」を成就する教えが親鸞の教学であることを顕彰していくような人権学習・人権教育の推進を志願している。

(2) 精神について

「無慚無愧の身」という慙愧における求道心を主体とし、無慚無愧の身の「われら」が「個の尊厳と存在の平等」を認め合い、共に生き合う世界を顕現することを願いとし、学び合うことを目的とする、そのような人権学習・人権教育でありたいと願うのは、真宗における「同朋精神」と「歎異精神」を樹つべき精神とするからである。

親鸞の「御同朋御同行」の精神を立脚地とする、それが真宗教団である。大谷大学にも共通して流れている精神である。それは「異なる歎く」という歎異精神においても同様である。しかしながら、その親鸞の精神に背く非違の歴史的事実と差別事件の惹起から、その「同朋」を、「歎異」をどのように領受しているのかを宗門全体が問われてきた。問われてきたことを縁として、「同朋」とは何か、「歎異」とは何か、と問うことが生まれ、またその問い合わせが身が問われてきたことは、真宗学徒としての自己の学びにとつても大きな分水嶺であった。

同朋精神

「同朋」ということを、血のつながりにおける共同体意識、仲間意識としての「同胞」（はらから）という日常意識と混同させてきたのではないかという問題提起を『親鸞教学 第九四号』「部落差別問題と真宗学』に記した。この「同朋」と「同胞」の違い、「同朋」と言いつつ日常生活が「同胞」意識となっていることの問題が、人権問題においては根源的な問題であると思念する。重複するが、あえてここでも提起したい。

人間は、夫婦、親子、家族、村落、県、国、民族等々小さな共同体や大きな共同体を形成しつづけて生きている存在である。殊に血のつながりによる共同体意識、仲間意識は非常に強いものがある。血のつながり、仲間意識、はらからを意味する言葉として「同胞」がある。「胞」は「胞衣」と書いて「えな」、つまり胎児を包んでいる膜および胎盤・へその緒などの総称を意味するが、「同胞」はその元は親を同じくするという意味を持つ。親を同じくする、つまり血のつながりによる仲間意識を意味する言葉であり、それゆえに大切にされてきた言葉である。ただ、血のつながりによる仲間意識は自分の属する共同体が他の共同体よりも常に優位であり、上位にあ

ることを欲求する。そのことの善し悪しを論じるつもりはないが、「同胞」という共同体の意識にそのような上方志向、上昇志向の性格が強いことに注意しなければならない。

性、年齢、出生、職業、職種、地域、住民、言語、教育、宗教、思想、人種、民族等々は、人間の固有の尊厳・存在の平等なるものであり、差異を認め合うべきものである。しかし、人間は認めることよりも、むしろ違いをさがして、分別しようとしたがちである。そこに血のつながりが閉鎖的な仲間意識となれば、自分の属する共同体が他の共同体よりも常に優位であり、上位にあることを欲求する性格が歪み、激しくなったときに、他者の存在を認めようとせず、他者への蔑視、憎悪、排除、迫害、虐待等によって、所属することを排除しようとす。また、優越感に浸ろうとしたり、あるいは自らの抑圧を解除しようとする。

(『親鸞教学 第九四号』 六頁)

「同胞（はらから）」という言葉が問題なのではない。「同胞」という共同体意識の性格が注意を要するのである。「同胞」意識が歪み、閉鎖的な共同体意識に成ることの問題である。歪んだ「同胞」意識は、いつの時代・社会においても顕在し、差別、戦争をはじめあらゆる人権問題に根源的に深くかかわり続けてきた。そのような人間の現実において、

同一に念佛して別の道なきがゆえに。遠く通ずるに、それ四海之内みな兄弟とするなり。眷族無量なり。

(『淨土論註』 聖典二八二頁)

という一列平等の仏弟子の関係を親鸞は「同朋」と呼び、生きたのである。この人間の現実の世を離れた理想郷とし

ての「同朋」という共同体を思い描いたのではない。「同胞」意識を日常化させているこの社会において、なお人間の真の連帯、絆を南無阿弥陀仏の共同体として明証したのである。しかし、悲しきかなわれら「同朋」と呼びかけられし者自身が、いつしか「同胞」意識を日常化させてしまうのである。

歎異精神

「歎異」すなわち「異なるを歎く」ということも、その真意を離れて、「破邪顯正」「廢惡修善」ということに陥り、正義感や道徳的良心を他者に押し付けて、他者を裁くことに歪曲させてしまうという危険性がある。「歎異」とは、自我のモノサシで自己のはからいとして他者を批判することではない。

大谷大学の人権教育は、釈尊の「慚愧」と親鸞の「無慚無愧の身」を基底とし、歩み出す力とすべきではないかと先述した。そのことと「歎異精神」に樹つこととは相通じている。

真宗大谷派の解放運動の先駆者である武内了温の遺した言葉に、

静かに己を悲しむところより眞実の力は生る

（『武内了温遺稿集』 文明堂 三〇二頁）

という言葉がある。武内は「己を」と言つてゐる。この言葉が理解しにくいく感じる人が少なくはない。それは「己が」悲しむことが、日常の意識となつてしまつてゐるからではないか。自己「が」他者を、対社会を批判し、咎めながらも、自己「を」問う心や自己「を」悲しむ心を喪失してゐるからではないか。自己「を」悲しむことは、日常においては稀なることになつてゐる。今のこの社会、競争社会では、「己が悲しむ」力量が評価され、「己が悲しむ」評

論にどれだけの同調者を得るかが注目される。「己を悲しむ」とは敗者の側であつて、「真実の力」など生むはずはないと考えられている。「無明の闇」とは真つ暗闇を意味するのではなく、この便利で豊かそうな世の人々が、「己」を悲しむことのない人々ばかりになつてゐることではないか。「歎異することのできる人」と「歎異するにすぎない人」という指摘（真宗大谷派『部落問題学習資料集』「真宗学同和問題研究協議会の見解」より抄出）があるが、「歎異するにすぎない人」とは鋭い洞察ではないだろうか。己が悲しむばかりで、己を悲しむ世界に出遇えない人、その人は「歎異するにすぎない人」であろう。

自己を中心として、自我のモノサシで何が正しいのか、誰が正しいのかを問うばかりの身が、実は他を問つばかりの身そのものの虚偽不実さが問われてゐることに気づかない、その気づかぬ己を悲しむ心を喪失している姿を、人間の最も悲惨な姿であると慙愧したのが、釈尊であり親鸞ではないか。

真宗の僧として真の「御同朋御同行」の精神に生きようとした武内は、釈尊の「慙愧」の教えを、親鸞の「無慚無愧の身」という悲歎述懐をまさに生きようとした人であり、「静かに己を悲しむところより真実の力は生る」ことを生活において実証した。武内のような人こそ「歎異すべき現実に立ちつつ『歎異することのできる人』」と言えよう。「歎異することのできる人」と「歎異するにすぎない人」、まさに人権問題を学習する人の主体と目的、その視座と精神を検証する言葉ではないか。

三 大谷大学の人権教育の願い

人権問題の学習は、正しい答えをだすのではなく、問い合わせを学び、問い合わせに学んでいくことにあると考える。いろいろな考え方、いろいろな意見があつていいし、それぞれに尊重されるべきである。ただし、差別や人権問題に対する予

断や偏見を個人の意見として尊重することはできない。それは差別を肯定し、助長することになりかねないからである。したがって、学習の場だからどのような発言があつても良いのだと主張する人があるが、差別を肯定し、助長するような意見に対しても、放置したままにするのではなく、その学習の時間、その場において、その問題性を出席者全員が理解し、問題を共有するような配慮を欠かしてはならない。自己を尊重することと、自我を尊重することは、意味が異なる。自己を主張しようとして、利己を主張することになつてはならない。人権が利己の権利の主張となつてはならないことである。

人権学習は、学習したという思いでそこをゴールにするのではなく、そこを常に新たな出発点にすることが肝要である。本学の授業においては、半期で十五回のカリキュラムが組まれる。前期と後期とをおして受講すれば九十分の授業を三十回受講することになる。一人の人間として、大学卒業後の人生において、それだけの時間を人権学習に費やすことは、専門分野として研究者となるような人以外では稀なことではないだろうか。それだけに、カリキュラムの中で、欠席等で学習をしなかつた内容を自分で補う学習をしなかつた場合、その後もその内容の学習を欠いたままに人生を過ごしていくことになるのではないか。それが深刻な問題である。つまり、その授業で出席数がある程度満たされ、試験を受けて、単位を取得すれば、その人は大谷大学で人権教育を受けたと評価される。しかし、欠席したカリキュラムの内容の学習は不十分であり、授業中居眠りをしていたり、真摯に聴講していなかつた場合、その学生の予定概念は温存されていく。そして、その学生の人権問題に対する理解と姿勢は、将来において次の世代に影響を与えるであろう。そのような問題の自覚を学生にどのように促していくかは大きな課題である。

さらには、部落差別問題の状況、取り組み等が、この十五年あまりの間に「変化」してきている今、部落差別問題の学習は何を目的・願いとしているのかを、そして人権教育・人権問題の取り組みの内実を明確にしなければならぬ

いと考える。小論において述べてきたことは、その課題を抱えてのことである。

部落差別問題のみならず、他者への無関心ということは、現代社会に広がっている問題である。先述のように「己が悲しむ」ばかりであるということは、部落差別問題をはじめ差別、戦争、環境破壊、人権侵害、さまざまな社会病理等々の渦巻く「世の非常」が見えないということである。それは自己を照らす鏡とすることができないということであり、すなわち「共に生き合う」ことを見失うという問題につながっている。

人権問題を学習することは、すべての分野の学問と直接的に関わるとは言えないかもしない。しかし、学問するのは人間である。人間が人間であるための学びに関わりのない人間はない。人として生まれ、人として生きる以上は、その根源には「いのち」の問題があり、「共に生き合う」という問題がある。「共に生き合う」存在である人間が、その「共に生き合う」を見失うことがあるゆえに、「共に生き合う」とは何か、なぜ見失うのかを考え、「人間」とは何か、「自己」とは何か、という問い合わせ合い、問い合わせ持続していく。そのような人間ゆえの歩み、人間ゆえの学問としての願いは、分野を超えて共通のものであろう。そのような学問に成ることを願いとした学びが、大谷大学の学問ではないか。

したがつて、大谷大学の人権教育の願いは、大谷大学の建学の精神と別のものではない。

本願他力の宗義に基づきまして、我々において最大事件なる自己の信念の確立の上に、その信仰を他に伝える、即ち自信教人信の誠を尽すべき人物を養成するのが、本学の特質であります。

(『我が信念—清沢満之のことば』 大谷大学 七六頁)

という初代学長・清沢満之の「開校の辞」の言葉に、大谷大学の人権教育の願いが明確に顯わされている。この願いに帰し、同朋精神と歎異精神に樹ち、「無慚無愧の身」という懲愧における求道心を主体とし、「個の尊厳と存在の平等等」を認め合い、共に生き合う世界の顕現をめざして学び合うことを目的とする、そのような人権学習、人権教育の「主体と目的」「視座と精神」を公開していく、それが人権教育・人権問題の取り組みにおける大谷大学の果たすべき社会的役割ではないかと思念する。

(本学教授 真宗学・人権教育)

〈キーワード〉 主体、目的、視座